

看 護 課

1. 看護職員確保対策について

平成15年度看護職員確保対策関係予算(案)については、厳しい財政状況の中、少子・高齢化の進展、医療の高度化・専門分化など看護を巡る状況の変化に対応し、より資質の高い看護職員の養成・確保を図るため、看護職員の離職防止、養成力の確保、再就業の支援を行うなど、111億5千4百万円を計上している。

(1) 離職の防止

① 病院内保育所運営事業

平成15年度においては、給与法改正に伴う福祉職俸給表改正に対応して補助単価の減を行うこととしており、基準額については別途通知する予定であるので、ご留意願いたい。

なお、自治体立分については、平成10年度から一般財源化されたところであるが、本事業の重要性に鑑み看護職員確保対策に支障が生ずることのないよう必要な予算の確保について引き続きご尽力をお願いする。

② 看護師宿舎施設整備事業

本事業については、平成11年度の総務庁の行政監察において、整備後の宿舎の利用率が低いものが見受けられる旨の指摘がされていることから、整備計画が宿舎利用希望者数と比較して過大とならないよう補助事業者等に対する指導を行うとともに、整備計画書や交付申請書等の審査の徹底をお願いする。

(2) 再就業の支援

① ナースセンター事業

ナースセンターのコンピューターシステムについては、「e-ナースセンター」に続き、求人条件・求職条件等のシミュレーション機能を追加するなど情報提供機能の強化を図っているところである。

また、都道府県ナースセンター事業については、平成10年度より一般財源化されているところであるが、再就業の支援、看護職員

確保困難地域及び困難施設における相談・職業紹介など看護職員確保に果たす役割の重要性に鑑み、各都道府県の看護職員需給見通しに定める需要数に必要な看護職員の確保に向けて、必要となる事業の実施とその予算確保について引き続きご尽力をお願いする。

なお、各都道府県の看護職員需給見通しにおいて、平成17年末においても看護職員の不足が見込まれるにも関わらず、予算規模が著しく縮小しているケースが見受けられるが、看護職員確保に支障が生じることのないよう、特段のご配慮をお願いしたい。

② 看護職員就労確保総合支援事業

平成13年度創設した本事業は、看護職員の確保が困難な医療機関に対し、専門家による調査、相談等に取り組むなど、看護職員の就労確保に向けた総合的支援を実施するものであるが、各都道府県におかれても引き続き積極的な取り組みをお願いする。

平成15年度においては、補助対象経費の重点化に併せて補助単価の改善を図ることとしており、基準額については別途通知する予定であるので、ご留意願いたい。

(3) 養成力の確保

① 看護師等養成所施設整備事業

平成15年度分の新設養成所等に対する国庫補助については、既に事業計画の提出をお願いしているところであるが、国庫補助の採択に当たっては、都道府県の看護職員需給見通しの達成状況等を十分精査のうえ対応することとしているのでご留意願いたい。

② 看護師等養成所運営事業

本事業については、給与法改正に伴う人件費の減等に対応して補助基準額の減を行うこととしており、基準額については別途通知する予定であるので、留意願いたい。

なお、本事業については、補助金の算定方法の適正化について、会計検査院から平成11年に改善措置要求を受けるとともに、先般、「平成13年度決算検査報告」において、併設している補助対象外の課程の教員人件費について対象経費に含めて算定していた事

例につき、国庫補助金が過大に交付されているとの指摘があったことから、各都道府県におかれては、関係法令、看護課長通知（平成11年6月16日看第26号）等を十分に踏まえ、適正な補助金執行事務の確保に努められたい。

③ 「看護師養成所2年課程（通信制）」の導入促進

本事業は、平成15年度新規事業であり、准看護師が働きながら看護師資格を取得できるようにするため、看護師養成所2年課程（通信制）の設置に対する支援を行うものである。

具体的には、通信制設置の準備に必要な会議経費及び職員の配置等に係る補助を創設するとともに、開校予定者に対し、運営基準等の周知と、通信教育の円滑な運営に関する助言を行うための連絡会議を厚生労働省に設置するものである。

④ 看護師等修学資金貸与事業

平成15年度の貸与月額等については、平成14年度と同様とすることとしており、引き続き積極的な取り組みをお願いする。

（4）資質の向上

① 看護職員資質向上推進事業

医療の高度化・専門化に対応するため、看護師等養成所のカリキュラム改正等が逐次行われ、専任教員の配置の充実による教育の向上が図られているところであり、これらに適切に対応するため、専任教員再教育事業及び看護教員養成講習会へのより一層の取り組みをお願いする。

平成15年度においては、補助対象経費の重点化と併せて補助率を定率（1/2）補助から定額補助へ変更し、補助単価の改善を図ることとしている。

基準額については別途通知する予定であるので、ご留意願いたい。

また、平成15年度より「看護職員臨床技能向上推進事業」を新設し、看護職員の専門性を高めるための研修を体系的に実施することとしているので、各都道府県におかれては、積極的な取り組みを

お願いする。

なお、「看護職員実務研修事業」及び「専門的看護ケア研修事業」は廃止するが、これらの事業で行っていた同水準の研修内容については「看護職員臨床技能向上推進事業」の中で引き続き同水準で実施することとしている。

② 看護職員通信学習システム開発事業

看護職員が個々の状況に応じ自由な時間に学習できるインターネットを活用した通信学習システムについては、平成14年度中に開発を行い、平成15年度より各都道府県等において本システムの活用を可能とする予定である。

具体的な学習内容としては、ニーズの高い訪問看護師の研修プログラムを開発することとしており、積極的な取り組みをお願いする。

③ 看護基礎教育における医療安全への取組み

本事業は平成14年度創設事業であるが、引き続き看護研修研究センターにおいて、看護基礎教育における安全教育推進のための看護教員に対する研修を実施することとしている。

④ 看護職員の臨床技能の向上に関する調査検討等

平成15年度においては、看護技術能力の向上に向けた卒後研修についての調査・検討や、適切な新人研修を実施するための指導者用マニュアル及び新人看護職員自らが自己の看護臨床技能を的確に評価し、その到達度を認識するための自己評価指針の作成を行うこととしている。

(5) 国家試験の効率化・適正化の推進

国家試験問題の質の確保を図るため、保健師助産師看護師国家試験におけるプール制（大量の試験問題をあらかじめ蓄えておく方式）を導入することとし、平成15年度より試験委員の増を図ることとしている。

(6) その他

「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」に定める病院等に勤務する看護職員の処遇改善に関する事項等についての把握を行うため、平成14年度予算で計上した「看護職員就労実態調査」を民間事業者へ委託し、本年2月から病院・有床診療所の看護職員の勤務体制、母性保護・育児支援に関する事項等の調査について実施しているところであるのでご了解願いたい。

なお、平成14年度補正予算においては、昨年9月に見直しを行った看護師等の静脈注射の実施に関し、看護師等養成所に静脈注射実習に必要な機器を整備する経費として7億8千万円を計上したところであり、積極的な取り組みをお願いします。

2. 看護師学校養成所2年課程（通信制）について

国民が望む質の高い医療の提供を推進するため、看護職員の資質の向上を図る方策の一つとして、准看護師が看護師の資格を得るための教育を受けることを推進する必要がある。

しかしながら、准看護師が看護師の資格を得るための2年課程については、勤務時間等の条件が合わない、勤務場所の近くに学校養成所がない等の理由により、現に業務に従事している准看護師が業務を継続しながら通学することが困難である現状にある。

このため、通信制の2年課程を創設することにより、准看護師が看護師の資格を得るための教育の拡大を図ることとしている。

具体的には、免許を得た後10年以上の就業経験を有する准看護師については、十分な実技能力を有しているものと考えられることから、臨地実習を紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業で代えるとともに、放送大学など他の教育機関における履修を認めること等とし、現在、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正作業を進めているところである。

各都道府県におかれては、この趣旨と内容を十分ご理解いただいた上で、身近な地域における2年課程（通信制）の学校養成所の設置に向け、関係者に周知を図るとともに、設置にあたっての必要な支援等をお願いする。

○看護師学校養成所2年課程（通信制）の概要

（1）入学（入所）資格

免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師

（2）修業年限

2年以上

（3）教育内容

現行の2年課程と同等のものとする。（別添「看護師学校養成所2年課程（通信制）の教育内容・単位・教育方法」参照）

（4）教育方法

①授業の実施形態

2年課程（通信制）を設置する養成所が、通信学習については、印刷教材、放送等による授業を行った上で、添削指導を行う。また、臨地実習については、紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業を行うことで代える。

②単位の認定方法

1 単位ごとにレポート提出と単位認定試験などを行い、一定基準を超えた者について単位認定を行う。なお、総授業時数の2分の1を超えない範囲で、放送大学、他の専修学校等での既修単位等の認定を行うことができる。

(5) 必要人員

①専任教員

他の2年課程と同様に、7人以上配置。

なお、学生総定員が500人を超える場合には、学生100人を目途に1人増員する。

②添削指導員

レポートの添削指導等のため、10人以上配置。

なお、学生総定員が500人を超える場合には、学生100人を目途に2人増員する。添削指導員は看護教育に関し相当の学識経験を有する者が望ましい。また、常勤である必要はなく、非常勤で差し支えない。

③事務職員

通信制に付随する事務処理に必要な職員を配置。

(6) 臨地実習

①教育内容

紙上事例演習（ペーパー・ペイシエント）、病院見学実習、面接授業を内容とする。面接授業においては、同時に授業を行う学生又は生徒は40人以下とする。

②実習施設

学生が勤務している施設以外で、既に他の看護師養成所（2年課程（通信制）を除く）の実習施設として承認を受けている施設を実習施設として選定する。実習施設は原則として、2年課程（通信制）を設置する養成所の所在都道府県内で、各専門分野について少なくとも1施設を確保する。

(7) 施設・設備

面接授業の実施に必要な教室、実習室等の施設・設備を有することとする。

なお、既存の課程に併設する場合は兼用することができる。また、学生の自己学習の便を図るため図書の実充を図るとともに、通信学習に必要なビデオやコンピュータ等の視聴覚機材等を有することとする。

(8) 施行日

平成16年4月1日

(9) その他

平成8年の看護師等養成所の運営に関する指導要領の改正で導入した2年課程（通信制）は、廃止する。

看護師学校養成所2年課程(通信制)の教育内容・単位・教育方法

	教育内容	2年課程 単位数	2年課程(通信制)の例				
			通信学習		病院見学実習及び面接授業		
			単位数	レポート数	単位数	レポート数	
基礎 分野	科学的思考の基盤	}	7	7	7	/	
	人間と人間生活の理解						
	単位(時間数)	7	7(315)	7			
専門 基礎 分野	人体の構造と機能	}	10	10	10	/	
	疾病の成り立ちと回復の促進						
	社会保障制度と生活者の健康	4	4	4			
	単位(時間数)	14	14(315)	14			
専門 分野	基礎看護学		7	7	7	}	
	在宅看護論		3	3	3		
	成人看護学		3	3	3		
	老年看護学		3	3	3		
	小児看護学		3	3	3		
	母性看護学		3	3	3		
	精神看護学		3	3	3		
	単位(時間数)	25	25(750)	25			
	臨地実習			ペーパーベシエント (紙上事例演習)			
	基礎看護学	3	2	3事例程度	1		
	在宅看護論	2	1	3 "	1		
	成人看護学	3	2	3 "	1		
	老年看護学	2	1	3 "	1		
	小児看護学	2	1	3 "	1		
	母性看護学	2	1	3 "	1		
	精神看護学	2	1	3 "	1		
単位(時間数)	16	9	21事例程度	7			
			16(720)				
計		62		62(2100)			

※ 専門分野の臨地実習については、各分野の通信学習を終えてから行うこと。

また、基礎看護学の実習を最初に行うこと。その他の実習はできる分野から実施。

3. 保健師助産師看護師行政処分の考え方について

(1) 平成14年11月26日の医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会において、「保健師助産師看護師行政処分の考え方」がまとめられ、平成14年12月27日付けで各都道府県衛生主管部局長あてに送付したところである。

この行政処分の考え方は、同部会における行政処分に関する基本的考え方を整理するとともに、看護師等に求められる倫理に関する意識の昂揚に資することを目的とするものである。

厚生労働省としては看護師等の行政処分について、今後とも厳正な態度で望むこととしているので、各都道府県におかれても、地域医療の中で看護師等の倫理に関する意識の昂揚について引き続き御協力をお願いする。

(2) 処分対象者に対する意見聴取方法については、これまで医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会の意見を聴き決定していたところであるが、今般、同部会において行政処分の考え方がまとめられたことから、今後は、この考え方に基づき、事務局において意見聴取方法を決定することにより、同部会への手続きを省略し、手続きの迅速化を図ることとしたので御了知願いたい。

また、行政処分については、同部会の意見を踏まえて決定されるものであることから、各都道府県が処分対象者に対し意見聴取を行う際には、処分内容について予断を与えるような説明とならないよう十分に留意されたい。

(3) 行政処分対象者事案の把握については、従来より協力方お願いしているところであるが、昨今、看護師等の悪質な事件や医療事故とみられる事件が、新聞等で大きく報道されるなど、特に看護師等の資質の向上が求められているところである。都道府県におかれても、事案の把握につき、より一層の御協力をお願いしたい。

4. 看護研修研究センターの看護教員養成等について

看護研修研究センターは、看護教員養成及び看護教育に関する調査・研究を行う機関として昭和52年に設立され、看護教員養成課程並びに幹部看護教員養成課程を設置している。看護師等学校養成所の教員養成研修機関として、中心的役割を果たすとともに、看護教育に関する研究活動を行っている。

平成14年度までの研修修了者は、合計3,105名が見込まれる。

また、看護教員養成課程においては、保健師養成所教員専攻と助産師養成所教員専攻は隔年で実施していたところであるが平成15年度からは毎年行うこととしている。

なお、平成15年度における各課程毎の定員は、次のとおりである。

看護教員養成課程	120名
うち	
保健師養成所教員専攻	15名程度
助産師養成所教員専攻	15名程度
看護師養成所教員専攻	90名程度
幹部看護教員養成課程	40名
合 計	160名

また、看護基礎教育における安全教育の推進のため、看護師等養成所の教員に対する医療事故防止教育研修を新たな事業として平成14年度に実施（平成14年8月、平成15年3月（予定））しているところであり平成15年度においても引き続き行う予定であり、実施期間等の詳細については、おって連絡する予定であるので、ご承知置き願いたい。

このほか、看護教員の資質の向上を図るため、看護教員再教育講習会及び看護教員養成講習会等担当者会議を前年に引き続き開催する予定としている。